

# 行政常任委員会報告事項

令和6年3月19日  
委員会室

- 1 地域振興課
  - (1) 指定管理者の指定について
  
- 2 土木課
  - (1) 工事請負契約の変更について
  
- 3 総務企画課
  - (1) 夕張市教育大綱の改正について

## 行政常任委員会報告事項

令和6年3月19日  
地域振興課

- 1 指定管理者の指定について（幸福の黄色いハンカチ広場） 【資料1】

## 1. 指定管理者を指定しようとする施設

施設名称	所在地
幸福の黄色いハンカチ広場	夕張市日吉5番地1

## 2. 指定管理者の候補者の選定方法及び選定結果

指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理候補者の公募を行い、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条第1項の規定に基づき、「幸福の黄色いハンカチ広場指定管理者選定委員会（以下、選定委員会という。）」を設置し、選定を実施。

公募による指定管理候補者	
特定非営利活動法人ゆうばりファンタ 代表理事 上田 博和 (現指定管理者)	一般社団法人夕張市観光プロモーション 代表理事 若狭 翁斉

選定委員会による指定管理者の選定結果
一般社団法人夕張市観光プロモーション 代表理事 若狭 翁斉

## 3. 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

## 4. 指定管理者の指定

選定委員会の選定結果に基づき、3月の定例市議会において指定管理者の指定をお諮りするもの。

以 上

## ○夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- (4) 次条各号に掲げる書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) その他市長等が指定する事項

## ○夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（選定委員会の設置）

第6条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者制度を採用する公の施設の管理を行う課及び室指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。ただし、前条第2号から第4号までの場合は、その限りでない。

# 行政常任委員会報告事項

令和6年3月19日  
土 木 課

- 1 工事請負契約の変更について . . . . . 資 料

工事請負契約の変更について

工事名：令和5年度 市道清水沢沼の沢線清水沢橋架替工事（上部工架設）

工期変更前：夕張市議会の議決日の翌日から令和6年3月31日まで



工期変更後：夕張市議会の議決日の翌日から令和6年6月28日まで

※床板の製造遅れにより、当初期限内での竣工が困難になった。

当初契約額： 206,800,000円



変更契約額： 210,694,000円

※工期変更に伴う諸経費の増額（3,894,000円）によるもの

契約の相手方： 札幌市中央区北1条西19丁目2番地  
北宝建設株式会社  
代表取締役 中島 功治

地方自治法第96条第1項第5号及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、契約変更に対する議会の議決を得るもの。

# 行政常任委員会報告事項

令和6年3月19日

総務企画課

## 1. 夕張市教育大綱の改正について

### 1) 制定の経過

- ・平成27年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正。  
「地方公共団体の長は、地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めること」となった。
- ・平成27年11月 夕張市総合教育会議の論議を経て「夕張市教育大綱」制定。【別添1】

### 2) 改正理由

- ・制定後8年が経過し、その間の社会情勢・教育環境の変化を踏まえたものに改めるもの。

#### (大綱制定以降の事象)

- ・令和2年3月 拠点複合施設りすたオープン
- ・令和2年4月 小学校新学習指導要領全面实施。
- ・令和3年4月 中学校新学習指導要領全面实施。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による教育活動への影響。  
(臨時休校、対面での学習活動の制限、オンライン授業の実施)
- ・GIGAスクール構想の推進によるICT機器の利活用促進。
- ・令和6年4月 小中一貫教育の開始

### 3) 総合教育会議開催

- ・開催日:令和6年2月21日
- ・内容:夕張市教育大綱の改正について  
→総合教育会議の論議を経て成案作成。【別添2】

### 4) 夕張市教育大綱の改正日 令和6年4月1日

#### 【参 考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜粋

#### (大綱の策定等)

- 第1条3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

# 夕張市教育大綱

## 基本理念

自然豊かな緑の大地と炭鉱（ヤマ）の歴史、そして幾多の困難を乗り越え築かれた「夕張」

- ふるさと郷土に誇りを持ち、共に支え合い、未来に向かって夢や希望に満ちた子どもたちを育む
- 市民生活が心豊かなものとなるよう身近に文化の風が感じられる「夕張文化」の創造と発展を期す

## 基本目標


- 確かな学力を身につける教育の推進
  - ・ 基礎的な知識・技能の習得
  - ・ 自ら考え、判断し、表現する力
  - ・ 様々な問題に積極的に対応し、解決する力
- 豊かな人間性を身につける教育の推進
  - ・ 明るく素直で元気な夕張っ子の育成
  - ・ 礼儀正しく、心豊かでやさしい夕張っ子の育成
  - ・ 社会に適応する協調性をもった夕張っ子の育成
- 健やかな心身を育む教育の推進
  - ・ 健康でたくましいからだ身体づくり
  - ・ 地域に密着したスポーツの推進
  - ・ スポーツ施設の整備、充実、利用の促進
- 人と人、地域と地域をつなぐ社会教育の推進
  - ・ 郷土の文化や芸能を保護し、歴史を愛する市民の育成
  - ・ 生涯学習活動、鑑賞機会の提供と施設整備
  - ・ 郷土の文化財保護と活用





# 夕張市教育大綱

令和6年4月

 夕張市



# 1. はじめに

## (1) 夕張市教育大綱の位置づけ

夕張市教育大綱（以下「大綱」）は、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第1条の3に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針として、夕張市総合教育会議（以下「会議」）において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定するものです。

### 関係法令抜粋

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

## (2) 関連計画との整理

「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」をはじめ、「夕張市まちづくりマスタープラン」、「夕張市過疎地域持続的発展市町村計画」、「夕張市社会教育中期計画」など関連計画との整合性を踏まえ策定するものとします。

## (3) 大綱の実施期間

大綱の期間については、関連する各種計画等の見直し、また、教育を取り巻く様々な状況の変化等に鑑みて、会議において適宜協議を行うなど柔軟に対応していくこととします。

## 2. 基本理念

自然豊かな緑の大地と炭鉱（ヤマ）の歴史、そして幾多の困難を乗り越え築かれた「夕張」が、「誰もが幸福に暮らせる持続可能なまち」と発展するよう、  
◇ふるさと夕張に誇りを持ち、他者と協働しながら学びに向かい、最後までやり遂げ、多様性を尊重し、新たな価値を創造する子どもたちを育みます。  
◇市民全ての参加が叶い、その生活が心豊かなものとなるような「夕張の文化」を創造します。

## 3. 基本目標

- (1) 子どもたち一人一人の学びを支え、可能性を伸ばす教育の推進
  - ①小中一貫教育の推進
  - ②確かな学力の向上と定着
  - ③豊かな心と健やかな体の育成
  - ④特別支援教育の充実
- (2) 「つなぐ学び」を充実させる教育の推進と質を高める教育環境の確立
  - ①幼児教育から高校卒業まで切れ目のないつなぐ学びの充実
  - ②夕張高校魅力化プロジェクトの推進
  - ③教師の指導力の向上と働きやすい環境の整備
- (3) 信頼される学校づくりと地学協働、学びを生かす地域社会の実現
  - ①信頼される学校づくり、地域の風が行き交う学校づくりの推進
  - ②学校運営協議会や地域学校協働本部との連携充実
  - ③地域の教育力の向上と協働促進
- (4) 人と人、地域と地域をつなぐ社会教育の推進
  - ①郷土の文化や歴史を継承し大切にする市民の育成
  - ②生涯学習活動、体育・スポーツ活動、鑑賞機会の提供と施設整備の推進
  - ③文化財や教育・文化関連施設の保護・保全と活用